

1.3 議員定数及び定例会開催状況一覧表

令和5年5月1日現在

市町村名		条例定数	現員数			令和4年定例会開催状況			
			男	女	計	3月	6月	9月	12月
市	前橋市	38	29	7	36	3月2日～28日	6月9日～28日	9月1日～27日	11月29日～12月15日
	高崎市	38	33	5	38	2月24日～3月18日	6月8日～22日	9月7日～28日	11月30日～12月14日
	桐生市	22	21	1	22	2月21日～3月18日	6月3日～24日	8月31日～9月30日	11月30日～12月23日
	伊勢崎市	30	23	6	29	2月21日～3月18日	6月8日～24日	9月1日～30日	11月30日～12月19日
	太田市	30	26	4	30	2月15日～3月15日	6月13日～29日	8月31日～9月22日	11月30日～12月15日
	沼田市	18	15	3	18	2月22日～3月15日	6月7日～17日	8月30日～9月21日	12月6日～19日
	館林市	18	12	6	18	3月4日～23日	6月3日～16日	8月29日～9月13日	12月2日～15日
	渋川市	18	14	4	18	3月1日～25日	6月9日～22日	9月5日～28日	11月30日～12月13日
	藤岡市	18	16	2	18	2月25日～3月17日	6月13日～24日	8月31日～9月16日	11月30日～12月14日
	富岡市	18	15	3	18	2月25日～3月22日	6月3日～24日	9月1日～22日	11月30日～12月19日
	安中市	20	17	3	20	2月25日～3月22日	6月6日～20日	9月2日～26日	11月30日～12月14日
	みどり市	18	15	3	18	2月22日～3月22日	6月2日～22日	9月1日～28日	11月28日～12月19日
北群馬郡	榛東村	12	10	2	12	3月1日～14日	6月6日～16日	9月1日～16日	11月30日～12月8日
	吉岡町	14	13	1	14	3月1日～16日	6月1日～9日	9月1日～14日	12月1日～9日
多野郡	上野村	8	8	0	8	3月10日～23日	6月17日～24日	9月13日～28日	12月16日
	神流町	8	8	0	8	3月4日～12日	6月28日	9月10日～17日	12月17日
甘楽郡	下仁田町	12	11	0	11	3月8日～18日	6月2日～10日	9月5日～16日	12月8日～16日
	南牧村	8	8	0	8	3月8日～18日	6月8日～17日	9月5日～14日	12月6日～14日
	甘楽町	12	9	1	10	3月8日～15日	6月7日～13日	9月9日～16日	12月8日～14日
吾妻郡	中之条町	15	13	2	15	3月2日～16日	6月1日～15日	9月7日～21日	12月7日～21日
	長野原町	10	10	0	10	3月4日～18日	6月9日～17日	9月3日～16日	12月2日～16日
	嬭恋村	12	10	2	12	3月1日～10日	6月7日～17日	9月6日～16日	12月6日～16日
	草津町	11	11	0	11	3月7日～15日	6月6日～10日	9月5日～9日	12月5日～9日
	高山村	10	9	1	10	3月3日～16日	6月7日～11日	9月2日～16日	11月30日～12月7日
	東吾妻町	12	10	2	12	3月4日～17日	6月6日～15日	9月6日～16日	12月6日～15日
利根郡	片品村	12	11	1	12	3月3日～11日	6月3日～10日	9月1日～9日	12月2日～9日
	川場村	10	9	1	10	3月3日～11日	6月3日～8日	9月7日～14日	11月30日～12月6日
	昭和村	12	9	3	12	3月8日～17日	6月8日～15日	9月6日～15日	12月12日～19日
	みなかみ町	14	12	2	14	3月8日～18日	6月7日～11日	8月25日～9月2日	12月6日～14日
佐波郡	玉村町	13	10	3	13	3月1日～16日	6月1日～10日	9月1日～15日	12月1日～12日
邑楽郡	板倉町	12	10	2	12	3月9日～18日	6月7日～10日	9月6日～14日	12月6日～9日
	明和町	12	11	0	11	3月3日～15日	6月7日～9日	9月7日～15日	12月6日～8日
	千代田町	12	12	0	12	3月9日～18日	6月2日～8日	9月7日～16日	12月5日～9日
	大泉町	15	12	2	14	3月2日～18日	6月7日～9日	9月6日～22日	12月6日～8日
	邑楽町	14	10	4	14	3月8日～18日	6月6日～10日	9月6日～16日	12月5日～9日
県計	556	472	76	548					

(注) 1、条例定数は、各市町村が制定した議員定数条例に定められている議員定数である。
2、現員数は、令和5年5月1日現在の現員数である。